

- 第 1 回 茨城県水戸県央交通圏タクシー準特定地域協議会  
第 1 回 茨城県県南交通圏タクシー準特定地域協議会  
第 1 回 茨城県県西交通圏タクシー準特定地域協議会  
第 1 回 茨城県県北交通圏タクシー準特定地域協議会

## 合 同 会 議 議 事 録

平成 26 年 2 月 21 日（金）  
15：00～16：30  
茨自販福社会館

### 1. 開 会

- ・事務局より開会宣言を行い、配付資料の確認
- ・茨城運輸支局 佐藤支局長より挨拶  
【佐藤支局長挨拶】

茨城運輸支局長の佐藤でございます。水戸県央交通圏並びに県南交通圏、県西交通圏につきましては平成 21 年 11 月に、県北交通圏につきましては平成 22 年 6 月に第 1 回の協議会を開催以降、水戸県央交通圏並びに県南交通圏、県西交通圏につきましては 6 回、県北交通圏につきましては 7 回の協議をいただき、地域のタクシーの適正化、活性化の推進につきましてご協議頂いたところであります。お陰様で適正化・活性化には一定の前進があったところであります。

今般、改正法施行に伴いまして、私ども茨城運輸支局は構成員となる事が出来なくなりましたが、私どもとしましては、今後とも協議会には同席させていただき、情報の収集・整理・分析及び提供・助言等、運輸行政に求められる役割を積極的に果たし、協議会が適切に運営されるよう支援して参る所存であります。

今後も、地域公共交通としてのタクシーの役割は益々重要なものとなります。地域の状況に応じ、地域における輸送需要に対応しつつ、地域公共交通としての機能を十分発揮できるよう、地域のタクシー事業の適正化及び活性化を推進し、もって地域における交通の健全な発達に目指し、委員の皆様には、引き続き、協議会にご参画頂きますようお願いいたします。委員の皆様のご理解、ご協力を頂戴したいと思います。どうぞよろしくお願い致します。

- ・茨城運輸支局 久米首席より「改正法の概要」、「協議会設置要綱のみなし規定の適用」について説明  
【久米首席説明】

茨城運輸支局の久米です。委員の皆様におかれましては、法改正に伴う設置要綱の一部改正につきまして、時間が無い中速やかにご対応頂き、誠にありがとうございました。今、事務局から話がありましたとおり、

- ① 改正法の概要について
- ② 協議会設置要綱のみなし規定適用について

につきまして説明いたします。

平成 21 年 10 月に「特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正

化及び活性化に関する特別措置法」(通称：タクシー適正化・活性化法)が施行され、供給過剰の状況等に照らして、地域公共交通としての機能を十分に発揮できるようにするため、当該地域の関係者の自主的な取組を中心としてタクシー事業の適正化及び活性化を推進することが特に必要であると認められた特定地域として、茨城県においては5交通圏の内4交通圏が指定され、各特定地域毎に協議会を立ち上げ、タクシーが地域公共交通機関としての機能を十分に発揮できるよう取組んできたところですが、昨年11月に改正法が成立公布され、本年1月27日に施行されました。改正法施行に併せ、参考資料4の特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適性化活性化に関する特別措置法施行規程にありますように従来の「4交通圏の特定地域」は、すべて「準特定地域」に指定され、また、指定期間は平成29年1月26日までの3年間とされました。具体的な改正につきましては、参考資料1のポンチ絵をご覧ください。(ポンチ絵について説明)

また、施行に伴います本協議会につきまして説明致します。参考資料1にありますように改正法附則第3条の規程により、準特定地域協議会として見なされたところであります。(ポンチ絵について説明)

先ほど、佐藤支局長からもお話いたしました、従来同様、運輸行政としても積極的に求められる役割を果たして参りたいと思っております。また協議会には絶えず同席させて頂きたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願い致します。

2. 各交通圏タクシー特定地域協議会設置要綱の一部改正について
  - ・事務局より設置要綱の一部改正について「資料1」により説明

《各交通圏とも構成員満場一致により設置要綱の一部改正を承認》

3. 各交通圏タクシー準特定地域協議会会長について
  - ・事務局から「茨城大学工学部都市システム工学科 山田稔准教授」を会長としてお願いしたいとの提案

《各交通圏とも構成員満場一致により茨城大学の山田准教授を会長に選出》

- ・茨城大学 山田准教授からの挨拶
- ・山田会長より一般社団法人茨城県ハイヤー・タクシー協会の新井会長を事務局長に指名

#### 4. 議 事

##### (1) タクシーの公定幅運賃について

- ・事務局より平成26年2月6日付けで関東運輸局から各交通圏の協議会に対しまして意見照会の文書が到着し、公定幅運賃の内容について協議会としての意見が求められている旨、「資料2」により説明
- ・茨城運輸支局 久米首席より公定幅運賃の制度について「参考資料3」により説明

《構成員からの意見》

- ・公定幅運賃の範囲が広いので上限に圧縮した設定としていただきたい。
- ・運賃の範囲の意見ではないのですが、消費者としては安い運賃の方が良いと

思います。

- ・ 時間制運賃の加算時間30分単位の料金の他に、10分単位の料金設定をお願いしたい。
- ・ 料金体系がわかりづらいので、わかりやすい料金体系としてほしい。
- ・ 事業者においては限りなく上限に近い運賃で届出を検討願いたい。

- ・ 会長より今いただいた意見を関東運輸局へあげたい旨の提案

《各交通圏とも構成員了承》

(2) タクシー事業の適性化及び活性化に係るこれまでの取組みについて

- ・ 茨城運輸支局より各交通圏の特定事業計画申請・認定状況、特定事業の項目ごとの実施状況、特定事業計画認定事業者の事業者別事業再構築の状況等について今までの取組みの総括として「資料3」により説明

(3) その他

- ・ 事務局より地域計画のみなしについて説明

## 5. 閉 会

<資 料>

資料1 『各交通圏タクシー準特定地域協議会設置要綱の一部改正について』

資料2 『公定幅運賃の指定について』

資料3 『タクシー事業の適性化及び活性化に係る今までの取組みについて』

参考資料1 『タクシー「サービス向上」「安心利用」推進法による制度変更のポイント』

参考資料2 『特定地域及び準特定地域の協議会に関する国土交通省としての考え方について』(特定地域及び準特定地域の協議会に設置及び運営に関するガイドライン)

参考資料3 『公定幅運賃制度について』

参考資料4 『参考条文抜粋』